

補助金調書

補助金名	外国人創業環境形成事業補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局 創業・立地推進部 創業・大学連携課 (TEL 711-4455)	
交付先	個人	外国人創業者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	平成30年4月1日 ~ 平成30年5月15日			
(公募の場合) 応募要件	福岡市内で初めて平成29年4月1日以降に創業し、「経営・管理」の在留資格を取得している外国人					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	28	年度	経過年数	3	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 海外から多くのチャレンジ人材が集まるグローバル創業都市・福岡の実現を図るため、外国人の福岡市内での創業に係る事業所及び住居の確保を支援することにより、外国人の創業を促進することを目的とする。</p> <p>【補助対象事業】 (1) 知識創造型産業 (2) 健康・医療・福祉関連産業 (3) 環境・エネルギー関連産業 (4) 物流関連業 (5) 貿易関連業</p>					
補助金の終期	32	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	<p>①平成28年度に当該補助金事業が始まったことを踏まえると、海外から多くのチャレンジ人材が集まるグローバル創業都市・福岡の実現を図るという事業開始当初の目標は十分に達成されておらず、今後とも継続した取り組みが必要である。</p> <p>②外国人が福岡で創業できる環境を形成することは、グローバル創業都市・福岡の実現だけでなく、多様で活力あるまちづくりの促進にも寄与することから、必要性・公益性を有している。</p> <p>③当該補助金により、外国人創業者の福岡での創業、および事業拡大が促され、海外からの優秀な人材集積につながっており、今後も当該事業を継続することで効果が十分に期待できる。</p> <p>④補助金の交付先は、福岡市産業の国際競争力強化や雇用の拡大を図ることができるなど、優れた事業内容を有すると認められているため、公益性は保たれている。</p> <p>⑤海外からの有望な人材を集めるにあたり、補助金交付が最も効果の高い支出方法である。</p> <p>以上の理由から、補助金の終期を延長するもの。</p>					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定額・定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (補助率)賃料の2分の1 (補助上限額)住居:7万円/月、事業所:5万円/月</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	7 件	4 件	件		
	7,005 千円	2,708 千円	1,363 千円	千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>審査の結果、事業認定を受けた以下の3社に対し、住居および事業所の賃料補助を実施した。 ・JUNNO DESIGN合同会社 ・NewroCare Institute Japan株式会社 ・株式会社ALPRO</p> <p>また、平成28年度に事業認定を受けた以下の4社に対し、平成29年度の補助対象期間における住居および事業所の賃料補助を実施した。 ・株式会社ikkai ・1Place株式会社 ・株式会社チヨルス ・合同会社NEW YORK WINE TRADERS</p>					
補助金交付 による効果	外国人創業者の福岡での創業、および事業拡大が促され、海外からの優秀な人材集積につながっている。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。